

安八町告示第42号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成31年2月21日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成31年3月26日

安八町監査委員  
安八町監査委員

清 伸二  
大平 文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人

[Redacted name and address]

2 請求書の受付

平成31年2月21日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年2月23日に支出した、[Redacted] P  
BオチャP500MLケース（4,704円）を補填するために必要な措置を講ず  
るよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書  
[Redacted] PBオチャP500MLケース
2. 平成29年度 証拠書類貼付台紙（請求書）
3. 伺い 支出命令の取り消しについて  
（平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費）

4. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成31年2月22日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年2月23日に支出した、XXXXXXXXXX PBオチャP500MLケース(4,704円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年3月13日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成31年3月7日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

なお、別に平成31年3月10日付で本件請求に係る追加書類を受理した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、平成31年3月13日、平成31年3月25日

に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を建設課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年2月7日(水)、午後7時00分から、「牧地区の農業基盤改善に関するアンケート説明会(以下「説明会」という。)」が、安八町外善光地内のふれあいセンターで開催された。
- (2) (1)の出席者は、牧地内の農地の地権者(以下「地権者」という。)、西濃農林事務所職員、安八町役場建設課職員、岐阜県土地改良事業団体連合会(以下「連合会」という。)職員の約80名であった。
- (3) (1)は、岐阜県から受託した連合会が主体となって実施する農地集積促進意向調査事業を推進していく中での農業基盤改善に関するアンケート調査に係るお願いと説明を目的として開催されたものであった。
- (4) 説明会は、西濃農林事務所職員のあいさつで始まり、連合会職員によるアンケート説明と質疑応答、今後のスケジュールについての確認が行われた。
- (5) 説明会に安八町役場建設課職員が出席した理由は、地権者と連合会との調整役、安八町における農業の実情に関する助言役、そして連合会が実施するアンケート調査で使用するアンケート用紙を回収する役割を担っていたためであった。
- (6) 安八町役場建設課職員は、説明会で本件請求書中、XXXXXXXXXX PBオチャP500MLを(2)に配布した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとする旨が規定されている。

2 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「平成29年度支出負担行為決議書兼支出命令書には「                     P B オチャ P 5 0 0 M L ケース」としか記載されておらず、どのような目的の支出であったのか、その目的は達成されたのか、また、その結果がどのように町政に反映されたのか検証されなければならない支出である。そもそも本件支出が無くても行事の目的が達成できるものであるならば本件支出は違法若しくは不当な公金の支出であるというべきものである。また、4,704円の飲み物でなければ目的が達成できなかつたのか、つまり、4,704円より安い飲み物でも目的が達成することができるのであれば違法若しくは不当な公金の支出であるというべきであり（地方財政法第4条第1項 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。）、また本件行事が飲み物が無くても、若しくは4,704円よりも安い飲み物でも目的が達成されるものであった場合、また、本件支出が無かつたら目的が達成できなかつたと証することができなければ、違法若しくは不当な公金の支出であり安八町が損害を被つたといわざるをえない。」と主張している。

ちなみに、請求人がここで主張している理由の根拠は、住民監査請求追加書類の提出について（平成31年3月10日受付第4342号）であると考える。

普通地方公共団体における公金の支出が必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かについての基準についてだが、平成9年（行ウ）第6号各種損害賠償請求事件 平成11年7月7日松山地方裁判所判決によれば、「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである（第6 判断に当たつての関係法令等について/1）から、具体的な公金の支出が普通地方公共団体の事務処理のためと解することができない場合には、当該支出が違法というべきである。

また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず（第6 判断に当たつての関係法令等について/2）、経費は当該普通地方公共団体の住民の租税公課によって賄われるものであるから、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされており（第6 判断に当たつての関係法令等について/3）、事務処理のために必要とされるものであつても、その限度を超える支出については違法と評価され得るものというべきである。

もつとも、普通地方公共団体における公金の支出が事務処理のため必要かつ最小

の限度を超えるものであるか否かは、予算執行時における社会経済状態、すなわち、地域住民の生活水準や一般的経済観念等に照らし社会通念に基づいて決定されるべきものであって、その判断は第一次的には予算執行権限を有する職員の裁量に委ねられているというべきであり、具体的な当該支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は、社会通念に照らして右目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱ないし濫用してなされたものと認められる場合には違法と評価されるべきであると解される。」とされている。

本件監査では、この判断基準に従って、本件請求にいう [REDACTED] PBオチャ P500MLケースに係る公金の支出（以下「本件支出」という。）の違法性若しくは不当性について検討することとした。

ふれあいセンターで開催された説明会の参加者、目的、内容等については、第5事実関係の確認／(1)から(5)までのとおりであり、[REDACTED] PBオチャ P500MLケースの購入に係る公金の支出は、牧地内における営農状況や農地集積等の課題を把握する目的で岐阜県農地集積促進意向調査事業実施要領に基づき実施された説明会に付随して支出されたものであることから必ずしも不当とまでは言えない。

そして、本件請求にいう本件支出が、説明会を開催する時に限り、金額も社会通念上許される範囲内にとどまっていることなどに照らすと、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認めがたく、支出権限を有する安八町長の裁量の範囲内であるというべきであって、本件支出を違法であると認めるには足りないことから、町に損害を与えるものでないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由及び住民監査請求追加書類の提出について（平成31年3月10日受付第4342号）の記載のとおり、「出席者相互で行われた意見交換に関する資料等が復命されておらず、行事の目的が達成されているかどうか、その結果がどのように町政に反映されているか等検証できない性質のものであれば、食糧費4,704円は補填され、支出命令の取り消しが行わなければならない。」と主張しているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

## 第8 監査委員の意見

なし。

